協議事項No.3

浜益区デマンド型事業(道路運送法 79 条)の事業スキーム変更に伴う運行エリア等の変 更について

≪協議事項≫

協議内容	デマンド型交通事業 (道路運送法 79 条: 交通空白輸送) のスキ						
	ーム変更に伴い、運行エリア等下記の点について協議を行う						
	① 運行エリアの設定について						
	② 運行回数・運行時刻について						
	③ 乗降地点について						
	④ 運賃について						
	⑤ 車両について						
設定理由	区内デマンド事業について、道路運送事業法第 79 条のスキー						
	ムの中で事業スキームの見直し(デマンド・スクールバス・混						
	乗事業の統合等)を行う。						
	令和7年度については、実証形式にて事業を行うことを想定。						
検討経緯	≪浜益厚田線デマンド事業≫						
	・平成28年4月より運行						
	→中央バス札幌浜益線が、利用者の減少などを理由に平成						
	28年3月31日をもって廃止になったことに伴い、中央						
	バス札幌厚田線とのフィーダー線として運行。併せて、						
	区内の循環線としても機能している。						
	≪スクールバス・混乗事業≫						
	→平成 18 年度までは「空知中央バス(滝川市)」が浜益区						
	内全域をバス運行していたが、赤字により撤退すること						
	となったため、スクールバスとの一般混乗により、地域						
	住民の交通手段を確保することとした。						
	【課題】						
	・ヒトの確保の課題(乗務員の高齢化・他地域への移住)						
	・2024 問題に対する課題						
	・大型 2 種免許保有者確保の課題						
	・予約の仕組み(キャンセル発生)の解消						
	・混乗線利用者減少に合わせた路線の見直し						

≪事業新旧対照表≫

	現行	変更(R7.10.1~)					
路線又は営業区域	浜益区及び厚田区	同左					
運行系統又は運送の区	≪デマンド線≫	≪デマンド線≫					
間	【浜益南北方面】	【フィーダー線】					
	雄冬や柏木などの各戸から	浜益区内各戸から中央バス札厚					
	幹線交通に接続または浜益	線に接続					
	温泉や診療所などまで運行	【循環線】					
	【浜益東方面】	浜益区内の各戸と診療所及び公					
	浜益、柏木、川下、実田、御	共施設などまで運行					
	料地各戸から幹線交通に接						
	続または浜益温泉、診療所	≪スクールバス・混乗線≫					
	などまで運行	浜益区内全域					
	【厚田方面】						
	浜益区内各戸から中央バス						
	札厚線に接続						
	≪スクールバス・混乗線≫						
	【北回り(登・下校)】						
	幌~浜益支所~浜益小学校						
	【東・南回り(登・下校)】						
	滝の沢〜毘砂別〜浜益支所						
	【浜益便】						
	区内から浜益・温泉						
運行日	土日祝日除く平日	同左					
	≪デマンド線≫						
	6:00~19:00						
	≪スクールバス・混乗線≫						
	7:00~19:00						
運行回数	240 日/年	同左					
乗降地点数	ドアツードア方式	同左					
運賃	≪デマンド線≫	同左					
	別表参照						
	《スクールバス・混乗》						
	一般:200 円/回						

	児童・生徒:無料	
車両	≪デマンド線≫	≪デマンド線≫
	ワゴン車1台	ワゴン車3台
	《スクールバス・混乗》	《スクールバス・混乗》
	小型バス 2 台	小型バス 2 台
運行事業体	石狩市	同左

別表

	終点	浜益区												厚田区			
始点		雄冬	千代志別	床丹	幌	群別	浜益	川下	実田	御料地	柏木	毘砂別	送毛	濃昼	濃昼及び 安瀬	厚田	
	雄冬		300			400	400 500			1,000	500	600	1,000		1,100		
浜益区		150 20				200	200 250 300			500	250	300	500	55			
	千代志別・				300 400		500	800	400	500	800		1,000				
						150		200	250	400	200	250	400			500	
	床丹						300	400	500	600		400	600			800	
							150	200	250	300		200	300			400	
	幌 -	400						300	400	600	300	400	600		8		
	776	200						150	200	300	150	200	300		4		
	群別 -	400						300	400	500		300	500		600		
		200						150	200	250		150	250	300			
	浜益	500	400				300		400		300	400	500		700		
	洪血	250	250 200						150	200		150 200			250	350	
	川下	500		400	400 300 400 300 400								500	700			
		250		200					150	200		150	200		250	350	
	実田	600		500	E1 46 150 1700 000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	400						300	500		600	800	
	夫田	300		250		200						150	250		300	400	
	御料地	1,000	800		600	500		400		300	400	500	600			1,000	
	1611年12日	500	400		300	250		200		150	200	250	300		50		
	柏木	500		400					300	400		300	400		500		
	187	250		200					150	200		150	200		250	350	
	ER TALOU	600	500		400		300 500 300						500	600			
	毘砂別	300	250		200		150 250 150				250	300					
	送毛	1,000	800		600	500	400 500 600 400					300	400				
	达毛	500	400		300	250		200	250	300	200				150		
	濃昼	1,100	1,000		800	600		500	600	1,000		500				300	
		550	500		400	300		250	300	500		250			150		
	濃昼及び	1,100	1,100 1,000 800 600					500	600	1,000		500	500			300	
田田区	安瀬	550	500		400	300		250	300	500		250			15		
厚田区	厚田	1,100	1,000		800			700	800	1,000	700	600	400		300		
		550	500		400			350	400	500	350	300	200		150		

備考

- 1 乗客の区分は、次のとおりとする。
- (1) 一般 次号に該当する者以外の者をいう。
- (2) こども 中学生以下の者をいう。
- 2 次に掲げる者の料金は、表の半額(10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げた額)とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者